

# 湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設

## 指定管理者募集要項等に関する質問および回答 (R5.6.7訂正)

- ・ 湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設指定管理者募集要項等に関する質問について回答します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載しています。

令和5年6月7日

湯沢市

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	募集要項	3	令和6年4月より指定管理対象施設の使用料の改定及び貸出区分の変更があると思いますが改定及び変更の内容を、指定管理者募集要項P3の4収支の状況の各施設の施設使用料等収入実績に当てはめた場合、金額の増減はどうなりますか	募集要項23ページの別表4に記載しております。令和7年度の内訳は、①湯沢文化会館29,013千円、雄勝文化会館2,771千円、③文化交流センター1,633千円です。
2	募集要項	5	文化交流センターにて提示されている占有場所ですが、第1研修室は、学童保育事業受託団体、団体事務室は、市が適応指導教室（そよ風教室）、湯沢地域老人クラブ連合会が事務室、映写室は、ボランティア団体が占有使用ですが、募集要項P3の施文化交流センター設使用料等収入実績には、上記の占有予定場所の金額が実績として計上されていると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ご参考までに実績額を記載します。 第1研修室：326,400円(令和2年度)、89,380円(令和3年度) ※団体事務室及び映写室は貸館対象外ですので、使用料収入はありません。
3	募集要項	6	<p>① 市が他の公共施設に導入している公共施設予約システムと同一のシステムを、指定管理者が指定管理料の中で契約して使用する方法の場合の、金額をご教示ください。 2館（雄勝文化会館、文化交流センター）と3館の場合の金額をご教示ください。</p> <p>② 「システムの内容や費用等について提案してください」とありますが、市の指定管理料上限参考額には、予約システムの費用は含まれているのでしょうか。 また、様式9-2の収支計画書を作成する際には、予約システム導入に係る初期費用及びランニングコストを見込んで作成するという点でよろしいでしょうか。</p>	<p>① 月額100,000円（税抜き）1館でも3館でも同額です。 オンライン決算を導入する場合の手数料は4.5%です。</p> <p>② 予約システムの費用は、指定管理料上限参考額に含まれております。独自のシステムを導入する場合は、システムの仕様、活用内容など詳細事項及び初期費用及びランニングコストを見込んで作成してください。</p>

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
4	募集要項	7	<p>指定管理者に求める文化事業の内容は、指定管理者募集要項P5（3）文化事業の実施についてに関しては、「湯沢文化会館機能向上事業計画」P21（2）事業計画の考え方②自主事業の考え方〈具体的な事業イメージ案〉の通りの事業内容です。</p> <p>指定管理料は、指定管理者募集要項P7（1）指定管理料の参考額（2）算定にあたっての考え方、「湯沢文化会館機能向上事業計画」P28（5）収支計画の考え方①収支計画の一般的な考え 特に〈支出項目について〉維持管理費の項目を参照していません。②湯沢市文化会館の終始状況にある、直営と指定管理による収入支出の表では、収入項目の一般財源/指定管理では直営よりも指定管理の方が金額が高いです。</p> <p>指定管理に求める文化事業の内容が「湯沢文化会館機能向上事業計画」と同じで直営の実績よりも大分多く、指定管理料算出のための諸経費の見積額が直営時の実績額よりも大差はなく、指定管理料が「湯沢文化会館機能向上事業計画」の内容とは違って金額が低いです。</p> <p>文化事業の内容は「湯沢文化会館機能向上事業計画」を参考にしていますが、指定管理料は「湯沢文化会館機能向上事業計画」を参考にしていないのは何故ですか。</p>	<p>文化事業については、機能向上計画において湯沢市がめざすべき方向性を示したものであり、この実現に向け必要な事業費を計上してあります（ちなみに令和元年度の事業費は18,769千円⇒令和7年度以降は28,600千円）。</p> <p>一方、管理運営については、市直営の場合は、市職員の人件費と業務委託費で令和元年度の場合88,088千円でしたが、指定管理者制度に移行した場合は、2年次目以降では各年度指定管理者従事員の人件費と維持管理費では141,906千円としています（雄勝文化会館、文化交流センターの運営費を含む）。ご指摘の、文化事業の内容は、機能向上計画に掲げる湯沢市のめざす文化事業に取り組む一方で、その実現に向けて必要な指定管理料を含む事業費を示しています。機能向上計画の一般財源/指定管理料の金額は直営時の金額となっています。</p>

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答														
5	募集要項	7	<p>① 湯沢文化会館は大規模改修を予定しているとの事ですが、リニューアル後のオープニングイベントの準備のために、湯沢文化会館へ入居できるのは、何月頃を予定したらよろしいでしょうか。</p> <p>② 湯沢文化会館は大規模改修を予定しているとの事ですが、改修予定箇所をご教示ください。</p> <p>③ 湯沢文化会館は大規模改修を予定しているとの事ですが、改修した機器のメンテナンス費用は、市の諸経費の見積額に見込んでいるのでしょうか。自動制御や舞台機構・照明・音響などは新しく（デジタル化等）するとメンテナンス費用が上がる傾向にあるので、確認願います。</p>	<p>① 令和7年1月からの入居できる見込みです。</p> <p>② 現在改修実施設計作業を進めており、8月末には詳細が確定することになっていますが、現時点で改修を予定している概要は次のとおりです。  ・特定天井改修（エントランスロビー、大ホールホワイエ、中ホール）  ・受変電設備、非常用発電設備の更新  ・中央監視盤、自動制御盤の更新  ・受水槽、給排水設備、衛生器具（トイレ）の更新  ・電灯設備の更新（LED化）  ・監視カメラ設備の更新  ・受付窓口の設置（管理事務所）  ・大ホール舞台性能の確保、舞台機構の補修  ・楽屋機能の改善（電源増設、個別空調）  ・インターネット環境の整備</p> <p>③ 舞台設備機器等の改修更新の詳細は現在進めている改修実施設計業務の中で確定することから、当該設備機器の維持管理に係る経費は実績額を見込んでいますので、基本協定等を締結する際に、改めて調整します。</p>														
6	募集要項	8	<p>行政財産使用料の算定方法のご教示ください。  例 敷地面積㎡×●●円 等</p>	<p>湯沢市行政財産使用料条例第2条「使用料は、別表に定めるところにより算定した額とする。」  別表の内容  建物 1㎡につき  公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額（ただし、営利を目的とする場合は、36,000円以内において市長が定める額）  参考（旧レストラン）</p> <table border="0"> <tr> <td>①公有財産台帳価格建物分40年経過価格</td> <td>310,654,000円</td> </tr> <tr> <td>②建物の延べ面積</td> <td>5,970.00㎡</td> </tr> <tr> <td>③1㎡当り台帳価格（①／②）</td> <td>52,035円</td> </tr> <tr> <td>④1㎡当り4%相当額（③×4%）</td> <td>2,081円（年額）</td> </tr> <tr> <td>⑤食堂面積</td> <td>133.9㎡</td> </tr> <tr> <td>⑥年額使用料（④×⑤）</td> <td>278,645円</td> </tr> <tr> <td>⑦月額使用料（④／12）</td> <td>23,220円</td> </tr> </table>	①公有財産台帳価格建物分40年経過価格	310,654,000円	②建物の延べ面積	5,970.00㎡	③1㎡当り台帳価格（①／②）	52,035円	④1㎡当り4%相当額（③×4%）	2,081円（年額）	⑤食堂面積	133.9㎡	⑥年額使用料（④×⑤）	278,645円	⑦月額使用料（④／12）	23,220円
①公有財産台帳価格建物分40年経過価格	310,654,000円																	
②建物の延べ面積	5,970.00㎡																	
③1㎡当り台帳価格（①／②）	52,035円																	
④1㎡当り4%相当額（③×4%）	2,081円（年額）																	
⑤食堂面積	133.9㎡																	
⑥年額使用料（④×⑤）	278,645円																	
⑦月額使用料（④／12）	23,220円																	

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
7	募集要項	8	募集要項P8の指定管理料に含めた修繕等の費用は、翌年度以降に精算・返還を行います。とは、指定管理者で計上した修繕費用を使用しない際には、翌年に計上金額を湯沢市様に返金するという理解でしょうか。また、逆に、超えての修繕になった場合は湯沢市様から補填していただくという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	8	① 配備している備品以外で指定管理者が必要とするものは、市と協議し、指定管理者の責任において備品等（2号備品）を用意するとの記載がありますが、どの時点で協議をするのでしょうか。	① 当初は、基本協定締結までの間に詳細を協議し、過不足を調整します。次年度以降は、必要となった時点で、市と協議し購入することになります。
			② 2号備品に対してメンテナンス、修理費用等は、指定管理者の責任で、指定管理料の中で対応するとの記載がありますが、市はどのようなものを想定しているのでしょうか。	② 基本的に必要な備品については1号備品として示してありますが、事業展開を図る上で、指定管理者が必要とされる備品について2号備品として改めて協議することになっているもので、現段階では想定していません。
9	募集要項	18	令和6年3月末までに教育委員会が利用を許可した予約申込については、令和6年4月以降に全て引き継ぐ際には、利用料金の前納された金額も、指定管理者へ引き継がれる理解でよろしいでしょうか。	令和6年度の使用申込みは受付しますが、利用料金は4月1日以降、指定管理者が受領します。
10	募集要項	20 ~ 22	各館年間利用件数、稼働率の記載がございましたが、各年度の月単位で利用があった団体も含めて、詳細な利用実績表をご教示いただけないでしょうか。	別紙1・2・3を参照してください。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
11	募集要項	22	<p>① 指定管理者募集要項のP.22の別表2、P.23の別表3、別表4の各年度の各区分の金額について</p> <p>上記金額について、より詳細な区分に分割し、P.4の(2)施設別業務一覧 ア管理運営業務の①～⑩に振り分けた一覧表を提示してください。</p>	① 別紙4・5・6を参照してください。
			<p>② 各会館の年度ごとの収入（入場料、使用料、その他の）支出（人件費、維持管理費、事業費）の詳細をご教示ください。</p>	② 別紙4・5・6・7・8・9を参照してください。
			<p>③ 湯沢文化会館、雄勝文化会館、文化交流センターの平成29年度、平成30年度、平成31年度の売上その他に計上されている内訳を教えてください。</p>	③ 別紙7・8・9を参照してください。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
12	募集要項	22 ~ 23	<p>① 維持管理費について、別表2の実績値は湯沢文化会館・雄勝文化会館（H29年度～R1年度平均）93,948千円、文化交流センター（R2年度～R3年度平均）16,478千円、3施設合計単純平均で110,426千円となります。他方、別表3の指定管理期間見積額はR7年度 90,481千円、R8年度 90,481千円と明示されています。従って、過去実績値と見積額では約20百万円の著しい差異があります。</p> <p>見積額の算定根拠について、過去実績と比較して、詳細内容を開示願います。</p> <p>② 市の当初予算では、湯沢文化会館の光熱水費はR3年度 12,744千円に対し、R5年度 20,042千円、また、同燃料費はR3年度 3,807千円に対し、R5年度 6,164千円と大幅に増加しています。湯沢文化会館の需用費全体では、R3年度 19,662千円に対し、R5年度 29,014千円と、同様に大幅に増加しています。他の2施設についても同様です。指定管理料の見積額算定において、こうした状況を反映して上限設定が行われているのか、ご教示ください。また、昨今の光熱水費の大幅増加をどのように収支計画書に計上するのか、ご教示ください。</p> <p>③ 各区分の項目について、以下の通り、内容の詳細をご教示ください。</p> <p>1. 入場料・事業費 個別実施事業別の収支実績  2. 収入 その他 内訳実績  3. 人件費 人員体制及び勤務体制（常勤・非常勤の別も含め）  4. 維持管理費 ①需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・負担金・その他等、項目別の実績数値  ②また、①の各項目について、詳細実績数値</p>	<p>① これまでの舞台装置業務については民間委託で行い、別表2には舞台装置業務委託料が含まれています。指定管理者制度に移行に際しては、当該業務を行う人材については指定管理者が雇用することを想定していますので、金額に差異が生じます。</p> <p>② 積算の根拠は、直近の予算額ではなく、コロナ禍の影響が少ない年度の決算額をベースに算定していますので、最近の電気料金等の著しい高騰には対応していません。収支計画書の作成に際しては、数量はこれまでの実績により、単価については直近の状況を踏まえて作成してください。最終的には年度協定等を締結する段階での市場単価により算出することにします。</p> <p>③ 人件費については、湯沢文化会館は職員4名・非常勤職員1名・派遣職員2名、雄勝文化会館は職員2名・非常勤職員1名・派遣職員1名、文化交流センターは会計年度任用職員2名です。それ以外の事項については、別紙4・5・6・7・8・9を参照してください。</p>
13	募集要項	23	<p>文化交流センターの貸出施設の一部が（多目的ホール、研修室1）が占有予定ですがその部分の使用料が減額されますがそれを見込んだ金額ですか</p>	<p>お見込みのとおりです。参考までに実績額を記載します。  第1研修室：326,400円(令和2年度)、89,380円(令和3年度)  ※団体事務室及び映写室は貸館対象外ですので、使用料収入はありません。</p>

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
14	募集要項	23	R6年度は、人件費、維持管理費が大規模改修により通常年度に比較して減額となりますが、その算定根拠について、対象となる費目及び対象契約（委託料等）を明示したうえで、その詳細内容をお示しください。	令和6年度は12月まで大規模改修工事のため休館予定です。令和7年1月より開館予定ですので3ヶ月分の経費を積算しています。 委託料の中で、工事期間中は設備の保守点検業務を行わなくてもよい事業も含まれています。 ・工事期間中不要業務 排水管清掃業務、ITV設備保守業務、空調設備保守業務、自家用電気工作物設備保安管理業務、誘導灯・非常放送設備保守業務、非常用自家発電設備保守業務、舞台（音響・機構・照明）設備保守点検業務
15	募集要項	23	指定事業について、通常年度では入場料 23,254千円、事業費 28,600千円とされていますが、その算定根拠について、要求水準書p.7にある指定事業の類型に対応して、算定根拠を開示願います。	別紙10を参照してください。
16	募集要項	23	市のR5年度当初予算では、3施設合計で需用費 61,899千円、委託費 61,501千円、使用料・賃借料 1,783千円、その他2,417千円、以上の合計 127,600千円となっています。 他方、別表3の維持管理費は、R7年度では90,481千円となっています。 これを比較すると、37,119千円と著しい差異があります。 従って、収支計画策定においては、少なくともこの差異を埋める必要がありますが、この差異の理由及び維持管理費の算定根拠をお示しください。 （なお、さらに、消費税および応募事業者の諸経費が維持管理費として加わりますので、維持管理費は増加します。）	金額の差異が生じているのは大きく2つの要因があります。 1つは、これまでの舞台装置業務については民間委託で行い、別表2には舞台装置業務委託料が含まれています。指定管理者制度に移行に際しては、当該業務を行う人材については指定管理者が雇用することを想定していますので、金額に差異が生じます。 第2は、需用費、特に、光熱水費と燃料費の単価の上昇となっています。 なお、消費税は積算に含まれています。
17	募集要項	26	① ⑤ 申請者の役員等の一覧表様式3-3が様式一覧にありませんでしたが、任意書式で問題ないか。  ② 「⑤申請者の役員等の一覧表」につきまして、様式は3-3とございますが様式集に掲載されておられません。様式についてご教示願います。	①② 別添様式3-3を使用してください。
18	募集要項	26	「⑨国税、都道府県税、市区町村税等の未納がないことを証明する書類」につきまして、本社の所在する都道府県、市区町村の発行する納税証明書の税目についてご教示願います。	未納の税額がないことの証明ですので、全ての税目をお願いします。



No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答														
19	要求水準書	1 ~ 3	<p>湯沢文化会館と雄勝文化会館にはそれぞれ消雪設備がありますが、消雪設備の保守点検は市と指定管理者のどちらが実施するのでしょうか。指定管理者が実施する場合、募集要項p.7に示された「指定管理料の参考額」に当該経費は見込まれていますでしょうか。</p> <p>また、除雪作業に関して、除雪機等の除雪用具は各施設で保有しているのでしょうか。各施設で保有しておらず新たに指定管理者が準備する場合、除雪用具の購入に係る費用は市と指定管理者どちらの負担でしょうか。</p>	<p>消雪設備は地下水をくみ上げて融雪水として散水するもので、保守点検が必要な設備でないため外部への依頼を含めて保守点検業務は行っておりません。冬期に入って積雪が予想される際に機器の電源を手動操作し、状況により散水ノズル付近の小砂利を職員が手作業で除去する程度です。</p> <p>敷地内の駐車場の除雪（重機による作業）は、他の公共施設の除雪作業と一括で市側が別途業者へ委託します。施設玄関等出入口付近は手作業による除雪が必要なので、その際のスコップやスノーダンプなどは各施設で保有しています。（手作業による除雪用具類は消耗品として取り扱い、事業費に見込んでいます。）</p>														
20	要求水準書	3	<p>文化交流センター第1研修室が学童保育事業受託団体が専有使用予定となっておりますが、湯沢文化会館機能向上事業計画のP12「諸室の利用について」には湯沢文化会館の会議室よりも約4倍の利用があるのになぜ、利用者の多い第1研修室を一般の貸出ではなく事業受託団体の専有使用予定なのですか。</p>	<p>学童保育事業を実施していた施設の移転については、湯沢市公共施設再編再配置計画に基づき文化交流センターへの移転協議の中で決定したものです。</p>														
21	要求水準書	4	<p>施設別業務一覧が掲載されておりますが、現在それぞれの施設で、委託しているすべての業務名及び業者名とその委託費用をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>別紙4・5・6を参照してください。 湯沢文化会館と雄勝文化会館は令和元年度、文化交流センターは令和2年度に委託した業務名と費用です。 なお、業者名は開示できません。</p>														
22	要求水準書	5	<p>① 旧レストランのスペースの行政財産使用料はいくらでしょうか。</p> <p>② 旧レストランのスペースの場所を、指定管理者の責任と負担で実施した場合には、利用者から金銭収受は可能と考えてよいか。</p>	<p>① 月額23,220円となります。（以下、湯沢市行政財産使用料条例第2条より算出）</p> <table border="0" data-bbox="1575 1094 2607 1332"> <tr> <td>①公有財産台帳価格建物分40年経過価格</td> <td>310,654,000円</td> </tr> <tr> <td>②建物の延べ面積</td> <td>5,970.00㎡</td> </tr> <tr> <td>③1㎡当り台帳価格（①/②）</td> <td>52,035円</td> </tr> <tr> <td>④1㎡当り4%相当額（③×4%）</td> <td>2,081円（年額）</td> </tr> <tr> <td>⑤食堂面積</td> <td>133.9㎡</td> </tr> <tr> <td>⑥年額使用料（④×⑤）</td> <td>278,645円</td> </tr> <tr> <td>⑦月額使用料（④/12）</td> <td>23,220円</td> </tr> </table> <p>② お見込みのとおりです。</p>	①公有財産台帳価格建物分40年経過価格	310,654,000円	②建物の延べ面積	5,970.00㎡	③1㎡当り台帳価格（①/②）	52,035円	④1㎡当り4%相当額（③×4%）	2,081円（年額）	⑤食堂面積	133.9㎡	⑥年額使用料（④×⑤）	278,645円	⑦月額使用料（④/12）	23,220円
①公有財産台帳価格建物分40年経過価格	310,654,000円																	
②建物の延べ面積	5,970.00㎡																	
③1㎡当り台帳価格（①/②）	52,035円																	
④1㎡当り4%相当額（③×4%）	2,081円（年額）																	
⑤食堂面積	133.9㎡																	
⑥年額使用料（④×⑤）	278,645円																	
⑦月額使用料（④/12）	23,220円																	
23	要求水準書	6	<p>上記3条例については本年3月に一部改正されていますが、貴市ホームページ内の例規集に反映されていないようです。最新の条例を開示願います。</p>	<p>別紙条例を参照してください。</p>														

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
24	要求水準書	7	<p>① (1)指定事業  ア.鑑賞事業 ①五感で感じる音楽のまち事業  イ.創造支援事業 ①ゆぎわ文化活動サポート事業 ②市内アウトリーチ事業  ③次世代舞台芸術人材育成事業  ウ.交流促進事業 ①いつでもコンサート事業 ②湯沢まちなか事業</p> <p>募集説明会において、上記各事業について過年度の実施事例を口頭で補足されていましたが、書面にて当該事例を実施年度も合わせてご回答願います。</p> <p>② 現在実施している指定事業について、現在行っている団体名等をすべてご教示ください。</p> <p>③ ア鑑賞事業～ウ交流推進事業について  平成29年から平成31年の3年間の収支実績及び入場者数を実績ごとに、情報の開示をお願いします。  特に、各事業別で、事業者が負担した金額とその負担額に対して、業務仕様書の記載にある「助成金や協力金」の執行額とその内容をご教示頂きたいです。</p> <p>④ 指定事業について、指定管理者が行う事業は減免で開催できませんでしょうか。</p> <p>⑤ 現地説明会のさいに、コロナ禍の前に開催されていた事業をご案内いただきましたが、各事業についての内容と収支をご教授ください。  また、コロナ禍前の3年程度遡った事業報告（内容と収支）があれば幸いです。</p>	<p>① 令和4年度実施事業  ア.鑑賞事業  森高千里コンサート、純烈コンサート、サクソフォン四重奏  イ.創造支援事業  ピアノリレー、ウインドアンサンブルゆぎわ、大いなる秋田湯沢公演、サマーミュージックフェスティバル、アンサンブルコレクション</p> <p>② 市が直接事業実施しています。  サマーミュージックフェスティバルは、サマーミュージックフェスティバル実行委員会、大いなる秋田湯沢公演は、湯沢市教育委員会・湯沢雄勝音楽教育研究所・湯沢雄勝吹奏楽連盟が主催となっております。</p> <p>③ 別紙7・8・11・12を参照してください。  湯沢文化会館では、平成29年度は6事業、平成30年度は3事業、令和元年度は7事業実施しております。雄勝文化会館では、平成29年度は1事業、平成30年度は3事業、令和元年度は2事業実施しています。  「助成金や協力金」の執行額と内容は、募集要項22ページの別表2①湯沢文化会館の※印の内容で、他にはありません。</p> <p>④ 指定事業については減免対象となりますが、自主事業は減免対象となりません。</p> <p>⑤ 別紙7・8・11・12を参照してください。  湯沢文化会館では、平成29年度は6事業、平成30年度は3事業、令和元年度は7事業実施しております。雄勝文化会館では、平成29年度は1事業、平成30年度は3事業、令和元年度は2事業実施しています。</p>
25	要求水準書	8	<p>ア.相談窓口の開設と体制の整備について、グランドホール内に開設とございますが、事務室とは別途ブースを設置し常時対応するとのご理解で良いでしょうか。  それとも事務所内で対応できる体制であれば問題ないでしょうか。</p>	<p>事務所内で対応できる体制であれば問題ありません。</p>

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
26	要求水準書	8	イ. グランドホール・旧レストランの活用について、②旧レストランのスペースについて、レストランやカフェとしての活用とございますが、実施運営する場合の厨房の整備や、施設環境の整備は指定管理者で実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	整備については、指定管理者の責任と負担で実施する旨を記述しています。指定管理者が直接行う場合、入居するテナント事業者が行う場合が想定されますが、指定管理者が行う場合は、指定管理者が、テナントとする場合は、指定管理者が設備等を用意する場合と、テナントとして入居する事業者が調達する場合が想定されます。いずれにしても、指定管理者の責任で対応するようにしてください。
27	要求水準書	8	自主事業について、「③自主事業に係る経費は全て指定管理者の負担とし」とありますが、指定管理者が行う事業は減免にならないということでしょうか。また、④に「むやみに収益を得るための事業は行わない」とありますがどの程度の収益について公益性を損なうと考えられていますでしょうか。  自主事業の提案は必須事項でしょうか。	③は、お見込みのとおりです。 ④は、文化会館の設置目的に沿う事業展開が基本となります。その範疇において、指定管理者が企画立案し、市との事前協議により判断することになります。 自主事業の提案については任意ですが、事業者選定の際の評価の対象にはなりません。
28	要求水準書	10	現状のキャンセル期間ならびにキャンセル料金の設定方法についてご教示ください。また、キャンセル料金のルール設定について、根拠となる規則等をご教示ください。	湯沢市湯沢文化会館条例第11条で、「概に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない理由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。」と規定しています。
29	要求水準書	13	① 照明（諸室は利用者が点灯・消灯を行うように指導する） 【湯沢文化会館】【雄勝文化会館】 ・舞台の照明の操作は、舞台操作担当者が行う。興行時は主催者のスタッフが行う。  と記述がありますが、音響や舞台に関する内容が載っていませんがどのようにお考えでしょうか？	舞台照明の操作は演出効果上重要であるためこのように記載しています。音響や舞台設備についても、照明操作と同様に考えます。
30	要求水準書	17	修繕費及び備品費に関して、収支計画書に計上する金額については、応募者が自由に提案し、翌年度以降に精算・返還するということがよろしいでしょうか、ご教示ください。	指定管理料の積み上げのなかで、修繕費については1,300千円を計上しています。備品については、事前に市と協議することとなっております。いずれも実績に基づき、翌年度以降に過不足を精算します。
31	要求水準書	19 ~ 20	「依頼事業」が指しているのは指定事業のことでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
32	要求水準書	21 ~ 22	<p>① 舞台技術者は現在湯沢文化会館常勤2名ですが、要求水準書には常勤1名、非常勤1名になっております。通常1200名収容ホールですと、舞台、音響、照明技術者3名から4名が必要かと思えます。また雄勝文化会館（常勤1名）と同時開催の場合舞台技術者が足りないと思えますが、何かお考えがあればご教示お願いいたします。</p> <p>② 舞台管理の有資格者につきまして舞台機構調整2級以上、照明家協会2級以上で宜しいでしょうか。</p>	<p>① 要求水準書の記載は、常時配置する人員を示したもので、催事の内容や同時開催により増配置が必要な場合も生じますが、その際は、指定管理者の裁量により、必要な人員を指定管理料の範囲で配置してください。興業事業の場合は、基本的にその事業者が確保することになります。</p> <p>② お見込みのとおりです。</p>
33	要求水準書	21	過去の管理運営費（人件費、事務費詳細、管理費詳細、事業費、その他経費）の内訳費用をご教示いただけないでしょうか。	人件費については、湯沢文化会館は職員4名・非常勤職員1名・派遣職員2名、雄勝文化会館は職員2名・非常勤職員1名・派遣職員1名、文化交流センターは会計年度任用職員2名です。別紙4・5・6・7・8・9を参照してください。
34	要求水準書	22	<p>① 施設毎の責任者及び運営スタッフの配置基準が明記されておりますが、開館時には必ず配置する人員数なのか、総スタッフ数なのかご教示いただけないでしょうか。想定されるシフトもご教示いただけないでしょうか。現状のシフト表でも構いませんので、ご教示ください。</p> <p>② 施設管理の担当の配置について、湯沢文化会館2人、雄勝文化会館0.5人、文化交流センター0.5人の配置基準となっておりますが、延べ人数3人の配置でよろしいでしょうか。</p>	<p>① 総スタッフ数です。この範囲内で、安全・安定かつ効率的に管理運営できる体制を確保することを前提に、指定管理者の責任でスタッフを配置してください。ちなみに、現在の職員配置は、湯沢文化会館は職員5名・会計年度任用職員1名・派遣職員2名、雄勝文化会館は職員2名・会計年度任用職員1名・派遣職員1名、文化交流センターは会計年度任用職員2名となっております。</p> <p>② お見込みのとおりです。</p>
35	要求水準書	23	物価の変動に人件費、物品費、光熱水費の変動に伴う経費の増は、両社の協議とありますが、何%以上などの目途はありますでしょうか。	基本的に単価の上昇分が協議の対象になります。数値の目途はありません。
36	要求水準書	25 ~ 27	文化交流センターにおいて調理室がありますが、水質検査などの環境衛生管理の項目がないのは何故でしょうか？	水道法やビル管理法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律などに基づくものです。当該施設は、延べ床面積が法の規定以下であることや水道受水槽がないことによります。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
37	要求水準書	25 ~ 27	雄勝文化会館において催し物を行う際に、舞台や客席の状況を把握するために必要なITV設備の保守業務がないのは何故でしょうか？	メインホールを撮影する固定カメラが1台とその状況をモニタリングする画面（旧式テレビ）が5台の比較的簡易な設備機構であったことから、開館当時に保守点検が必要な設備として位置付けされていなかったことによります。
38	要求水準書	25	令和5年度から令和6年度にかけて施設の大規模改修が予定されており、募集説明会及び施設見学会の際に空調設備等が対象であるとお聞きしましたが、機器や仕様、数量が分からないと金額を算出ができないため、改修後の空調設備の機器一覧及び仕様等をご教示願いたい。 また、空調設備以外の保守点検・修繕作業に関わる改修があれば、改修後の機器一覧及び仕様をご教示願いたい。	現在改修実施設計作業を進めており、8月末には詳細が確定することになっております。現時点で詳細を提示することができません。
39	要求水準書	25	保守点検業務について、機器の仕様や数量が不明であり積算ができないため、空調設備保守業務（吸収式冷温水発生機年間保守、温水ボイラーの整備、各設備の化学薬品による水処理作業、自動制御設備夏・冬切り替え点検・調整、冷却塔の保守）、消防用設備等保守点検業務、エレベーター保守業務、スプリンクラー設備保守業務、自家用電気工作物設備保安管理業務、自動ドア保守点検業務、誘導灯・非常放送設備保守業務、非常用自家発電設備保守業務、消火器保守点検、防火対象物点検業務、特定建築物調査業務の機器一覧又は直近の点検報告書を提供いただきたい。	各施設の機器は開館当時から幾度かの修繕や機器の部分更新などを実施しているため、設備機器一覧として調製するためには相当の時間が必要となり、現時点で提示することができません。 また、点検報告書は1件当たりの報告書のページが多く保守点検業務自体の件数も非常に多いため、別途閲覧期間を設けますのでご連絡ください。 閲覧期間：6月21日～6月30日 午前9時～午後5時（月曜日除く） 場 所：湯沢文化会館 なお、大規模改修にあわせて各種設備機器の更新や部分的な修繕等を実施する予定です。
40	要求水準書	26	雄勝文化会館の舞台設備（照明卓等）が対応年数が過ぎております。保守点検を行っていると思いますが、点検報告を教えてくださいませんか。	舞台設備について外部委託による保守点検を行っていますが、建築後の経年により部品等の調達が困難になりつつあるなどの指摘を受けている部分があります。 別紙13・14・15・16・17・18・19・20を参照してください。
41	要求水準書	26	保守点検業務について、機器の仕様や数量が不明であり積算ができないため、冷温水発生機等保守点検業務（冷温水発生機点検切替、クーリングタワー点検切替、冷温水ポンプ点検、冷却水ポンプ点検、シーズン中点検、夏期クーリングタワー清掃、冷却水配管レジオネラ菌除去）、消防設備及び建築物定期検査業務、電気保安業務、エレベーター保守点検業務、中央制御盤保守点検業務、自動ドア保守点検業務、浄化槽管理業務、設備巡回管理業務、特定建築物調査業務の機器一覧又は直近の点検報告書を提供いただきたい。	各施設の機器は開館当時から幾度かの修繕や機器の部分更新などを実施しているため、設備機器一覧として調製するためには相当の時間が必要となり、現時点で提示することができません。 また、点検報告書は1件当たりの報告書のページが多く保守点検業務自体の件数も非常に多いため、別途閲覧期間を設けますのでご連絡ください。 閲覧期間：6月21日～6月30日 午前9時～午後5時（月曜日除く） 場 所：湯沢文化会館 なお、大規模改修にあわせて各種設備機器の更新や部分的な修繕等を実施する予定です。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
42	要求水準書	27	保守点検業務について、機器の仕様や数量が不明であり積算ができないため、空調設備保守管理業務（定期点検、定期巡回）、消防設備等保守点検業務、自家用電気工作物設備保安管理業務、自動ドア保守点検業務、非常用自家発電装置年次総合点検業務、防火対象物点検業務、特定建築物調査業務の機器一覧又は直近の点検報告書を提供いただきたい。	各施設の機器は開館当時から幾度かの修繕や機器の部分更新などを実施しているため、設備機器一覧として調製するためには相当の時間が必要となり、現時点で提示することができません。 また、点検報告書は1件当たりの報告書の頁数が多く保守点検業務自体の件数も非常に多いため、別途閲覧期間を設けますのでご連絡ください。 閲覧期間：6月21日～6月30日 午前9時～午後5時（月曜日除く） 場 所：湯沢文化会館 なお、大規模改修にあわせて各種設備機器の更新や部分的な修繕等を実施する予定です。
43	要求水準書	28 ～ 39	(1)湯沢文化会館備品の舞台関係備品（開き足、階段、金屏風、毛氈等）や、(3)雄勝文化会館備品の音響関係備品（マイク、調整卓、スピーカー等）など、リストに記載のない物品があるように見受けられます。確認願います。	(1) 改修工事の際に舞台設備や関係備品も更新する方針ですが、現在、更新の範囲を調整しています。因みに、ご指摘の部分の備品一覧は別紙21のとおりです。 (3) メインホールの音響設備機器はメインホール附帯設備としての扱いとなっているため備品一覧には記載していません。ちなみに、音響関係備品は別紙22のとおりです。 なお、このような備品の更新については市が対応します。
44	要求水準書	31 ～ 35	別紙1 管理物品のうち上記項目（ピアノ）について、メーカー及び型番情報を開示してください。 また、施設・業務別要求水準書（要求水準書p.25～27）にピアノに関する保守点検の項目が見当たりませんが、現在の点検状況及び指定管理者が行うべき業務についてご教示ください。	湯沢文化会館：114=ヤマハCF、115=ヤマハCF、 湯沢文化会館展示絵画等：11=ヤマハC7、17=ヤマハUX-3、 雄勝文化会館：39=スタインウェイD-274、118=ヤマハA1R、136=ヤマハMX100R、 文化交流センター：3=ヤマハU3A、 湯沢文化会館と雄勝文化字会館のホールピアノは年に一度の保守点検業務を実施しています。その他のピアノについて年1回以上の調律を実施しています。 いずれも、事業費に197千円を見込んでいます。 指定管理者にお願いする業務は、前述の内容のほか、温度や湿度に留意した保管をお願いします。